

説 明 資 料

（ 個 人 所 得 課 税 ③ ）

目

次

・ 近年の金融証券市場の動きと金融関連税制	1
・ 個人金融資産の運用先（平成11年6月末）	2
・ 主要国における個人金融資産残高の内訳	3
・ 所得区分・所得の計算方法と主な金融商品	4
・ 利子・配当等課税制度の概要	5
・ 主要国の利子課税制度の概要	6
・ 主要国の配当課税制度の概要	7
・ 全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移	8
・ 年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況（全国勤労者世帯）	9
・ 配当等の支払を受ける人員の推移	10
・ 株式等譲渡益課税制度の概要	11
・ 株式の譲渡に関する課税の国際比較	12
・ 株式等の譲渡所得等のある者の申告所得階級別分布状況（平成9年分）	13
・ 少額貯蓄非課税制度等の概要	14
・ 課税繰延べのしくみ（金利5%の場合）	15
・ 生命保険料控除	16
・ 個人の生命保険に係る課税の国際比較	17
・ 損害保険料控除	18
・ 個人の損害保険に係る課税の国際比較	19
・ 租税特別措置による減収額（20,740億円）の内訳（平成11年度ベース）	20
・ 地方税の主な非課税等特別措置による減収額の内訳（平成11年度ベース）	21
・ 主要国における法定資料制度等の比較（概要）	22
・ 主要国における法定資料の概要	23
・ 源泉徴収方式と納税者番号による名寄せ方式	25
・ 主要国における納税者番号制度の概要	26
・ ストック・オプション税制の概要	27
・ S P Cを活用した資産の証券化（イメージ）	28
・ 証券投資法人制度（いわゆる会社型投信）（イメージ）	29

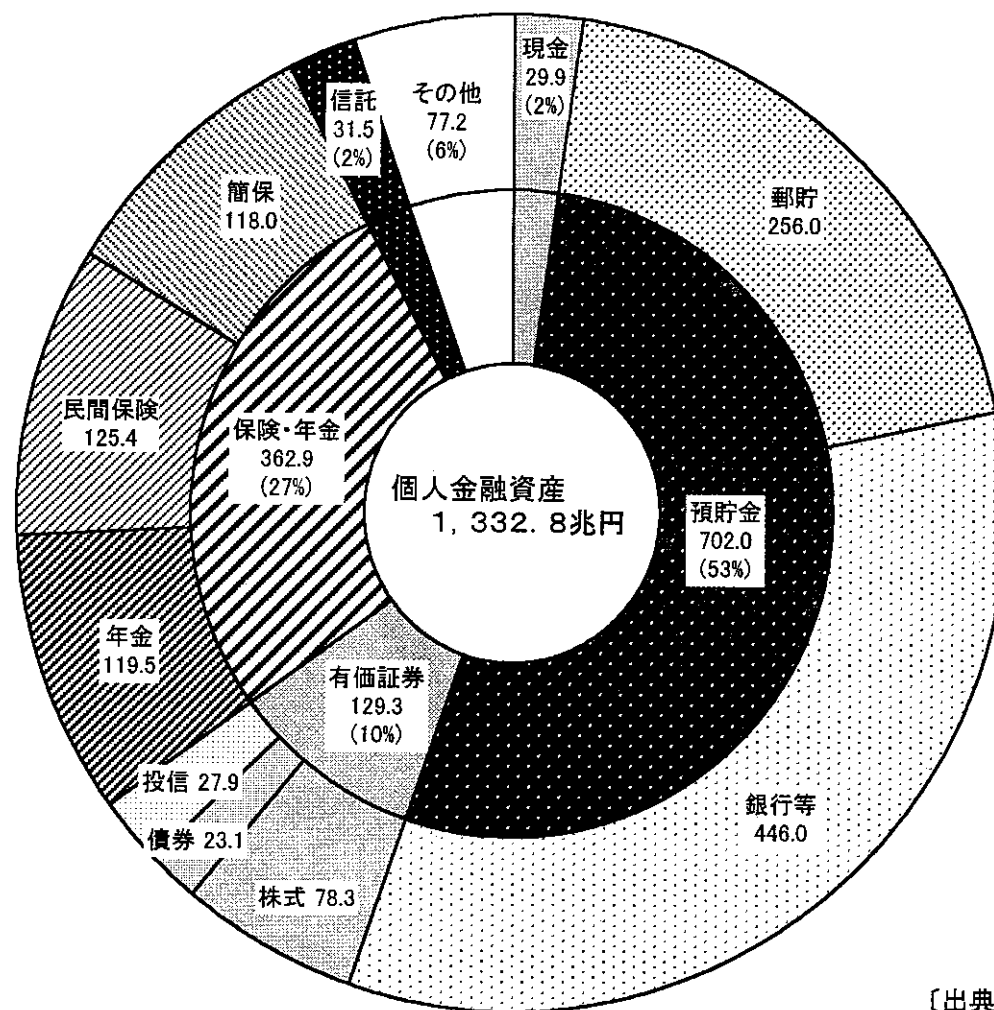
・ 契約型証券投資信託（イメージ）	30
・ 利付国債及びＴＢ・ＦＢに係る課税関係	31
・ 主要国における国債利子に係る課税関係	32
・ 国外送金等に係る調書提出制度	33
・ 金融商品の複雑化・多様化に関連する論点	34
・ ベンチャー企業に投資した個人投資家（エンジェル）への優遇措置	38
・ 株式等譲渡益に対する課税制度	39
・ ベンチャー支援施策	40
・ 土地の譲渡に係る課税譲渡所得の計算方法	41
・ 土地の譲渡所得の課税状況（平成９年分）	42
・ 個人の土地譲渡益課税の変遷	43
・ 土地譲渡益課税（特別控除と税率）	44

近年の金融証券市場の動きと金融関連税制

金融関連税制の動き	金融証券市場の動き
[抜本税制改革] (62～元年) ○マル優廃止 ○利子一律源泉分離課税 (金融類似商品等も同様の課税) ○道府県民税利子割の創設 ○株式譲渡益の原則課税化 ○自己株式取得に係る税制上の措置 (7年) ○株式譲渡益課税の適正化 (みなし利益率の引上げ) (8年) ○国外送金等に係る調書提出制度の施行 (10年) ○ストックオプション税制の一般化 (10年) ○金融持株会社に係る税制上の措置 (10年) ○SPC、会社型投信に係る税制上の措置 (10年) ○電子帳簿保存法 (10年) ○有価証券取引税、取引所税の廃止 (11年) ○株式譲渡益の源泉分離選択課税の廃止 (13年から) ○TB・FBの発行時の源泉徴収免除 (11年) ○一括登録国債利子の非居住者等の源泉徴収免除 (11年)	[国債の大量発行 ・金融の国際化] [前川レポート] ○国債窓口販売開始 ○日米円ドル委員会 ○大口MMC導入 ○大口定期預金金利自由化 [金融制度改革 関連法] ○銀行・証券相互参入 ○定期預金金利完全自由化 ○流動性預金金利自由化 [金融システム 改革] ○外為法抜本改正 ○合併特例法 (持株会社解禁) ○会社型投信の導入、SPC制度整備 ○株式売買委託手数料の完全自由化 ○円の国際化

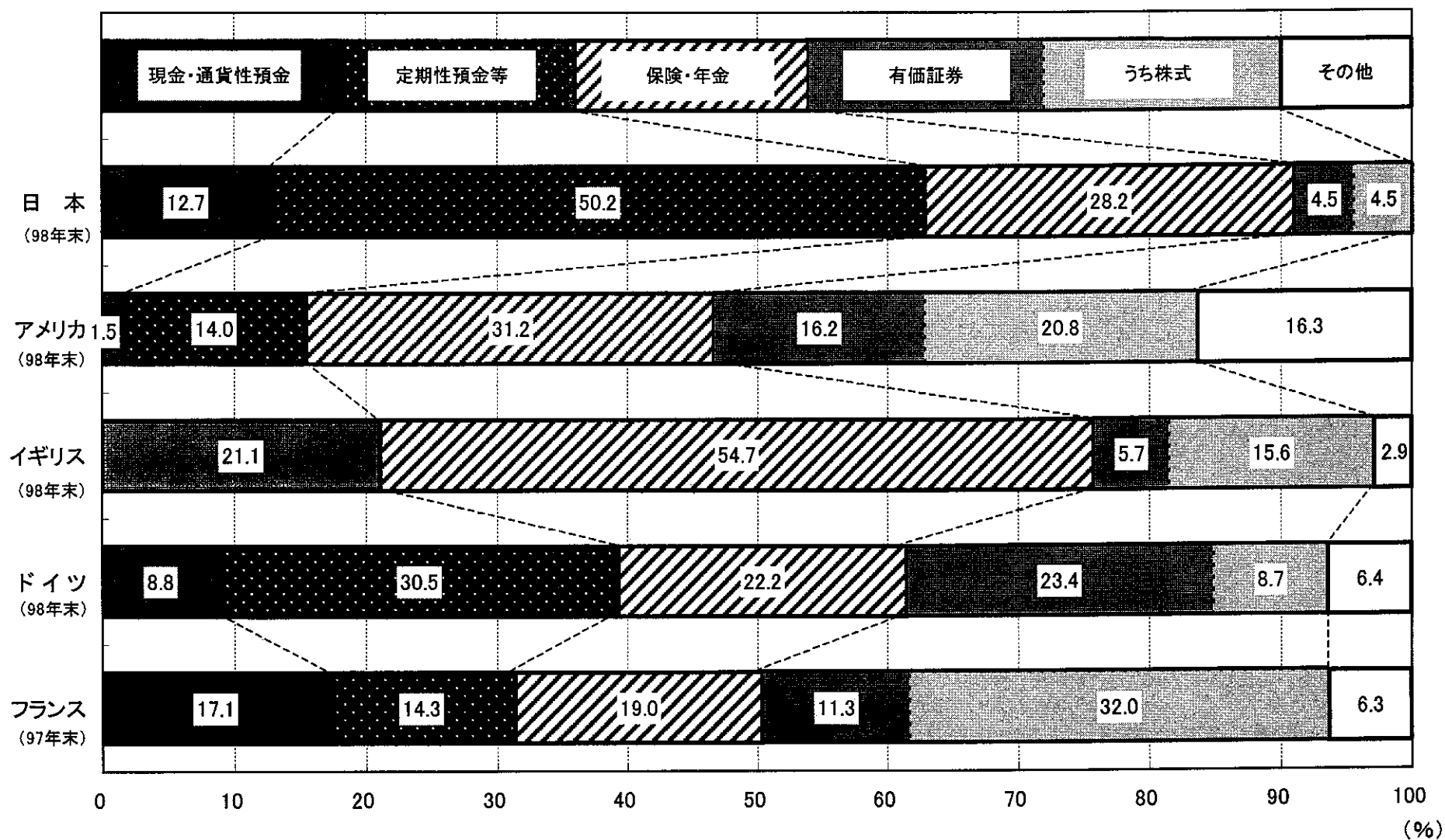
個人金融資産の運用先(平成11年6月末)

(単位:兆円)



〔出典:資金循環勘定(日本銀行)〕

主要国における個人金融資産残高の内訳



〔出典：国際比較統計1999（日本銀行）〕

所得区分・所得の計算方法と主な金融商品

所得区分	所得の計算方法（原則）	主 な 金 融 商 品 () は課税方法
利子所得	収入金額	・ 預貯金、公社債などの利子 ・ 公社債投資信託の収益の分配 ・ 貸付信託の収益の分配 } (源泉分離)
配当所得	収入金額－〔株式的なためをの取得入 す金の利子〕 * 配当控除（税額控除）あり	・ 株式、出資の配当（総合課税、源泉分離 又は申告不要） ・ 証券投資信託（公募）の収益の分配（源泉分離）
譲渡所得	収入金額－〔売却し、た資産の費 取用却得費・譲渡〕 * 総合課税は50万円の特別控除あり	・ 株式の譲渡益 (源泉分離又は申告分離)
一時所得	収入金額－〔取得入るをた支た め出し用費〕－特別控除 50万円	・ 生保の満期保険金 (総合課税)
雑所得	収入金額－必要経費	・ 割引債の償還差益 (源泉分離)

(参 考)

[illegible]

利 子 ・ 配 当 等 課 税 制 度 の 概 要

区 分		概 要	
		所 得 税	住 民 税
利 子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配等	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
配 当	株 1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）以上のもの又は発行済株式総数の5%以上の株式に係る配当	総 合 課 税 (20%の源泉徴収)	総 合 課 税
	式 発行済株式総数の5%未満の株式に係る配当で1回の支払配当の金額が25万円（年1回50万円）未満のもの	総 合 課 税 (20%の源泉徴収)	総 合 課 税
		源泉分離選択課税 (35%の源泉徴収)	総 合 課 税
	等 1回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	確 定 申 告 不 要 (20%の源泉徴収)	非 課 税
	証券投資信託（公募）の収益の分配	源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
譲渡・一時・雑	金 融 類 似 商 品	利子所得と同様に源泉分離課税 (15%の源泉徴収) [住民税 5%]	
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等		
	割 引 債 の 償 還 差 益	源泉分離課税 (原則 18%の源泉徴収)	非 課 税

(注) 金融類似商品とは、定期積金及び相互掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、金貯蓄（投資）口座の利益、外貨建定期預金の為替差益、一時払養老保険及び一時払損害保険等の差益（保険期間等が5年以下のものに限る。）をいう。

主要国の利子課税制度の概要

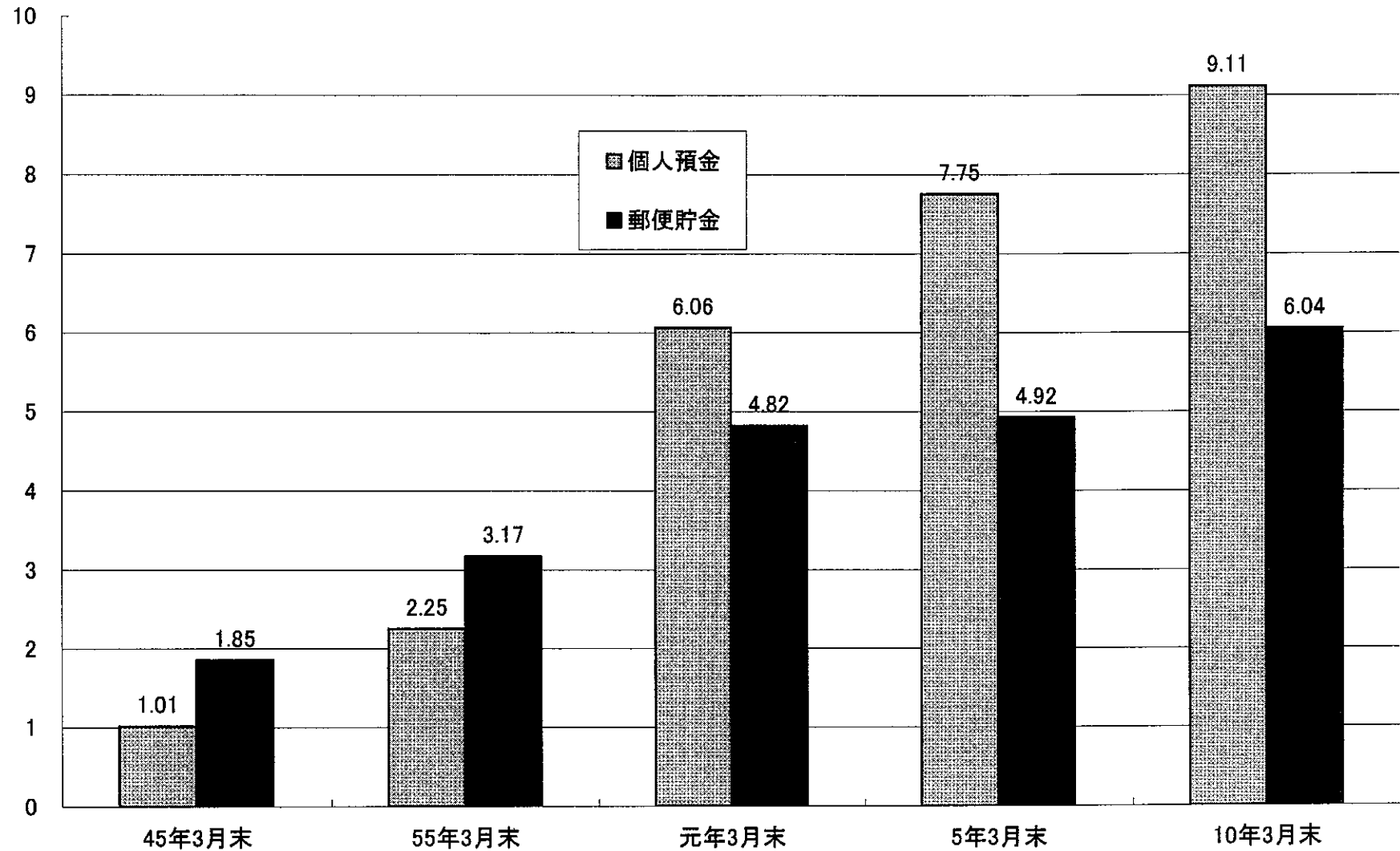
項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の通常所得に上積みした場合の限界税率に応じ、基本税率(23%)以下のブラケットに属する部分には20%それ以外には40%で課税)	総合課税	総合課税と源泉分離課税との選択 源泉分離課税を選択した場合、併せて付加税(10%)が課される。
2. 源泉徴収	源泉徴収は行わない。ただし、納税者番号を申告しなかった者は31%の税率で源泉徴収される。	20%の税率で源泉徴収を行う。 (納税者の9割以上が基本税率23%以下に属しているが、それらの者の利子所得については20%の源泉徴収で課税関係が結果的に終了することになる。)	30% (転換社債等については25%) の税率で源泉徴収を行う。 (利子等について年間3,000マルクの貯蓄者控除が存在する。)	源泉分離課税の場合は15%の税率で源泉徴収を行う。

主 要 国 の 配 当 課 税 制 度 の 概 要

項 目	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
1. 課税方式	総合課税	総合課税 (他の所得に上積みした 場合の限界税率に応じ、 基本税率(23%)以下の ブラケットに属する 場合は10%、それ以外 は32.5%で課税)	総合課税	総合課税
2. 源泉徴収	源泉徴収を行わない。 ただし、納税者番号を 申告しなかった者は31% の税率で源泉徴収される。	源泉徴収を行わない。	源泉徴収(税率25%) を行う。	源泉徴収を行わない。

全国銀行預金（個人預金）及び郵便貯金の口座数の推移

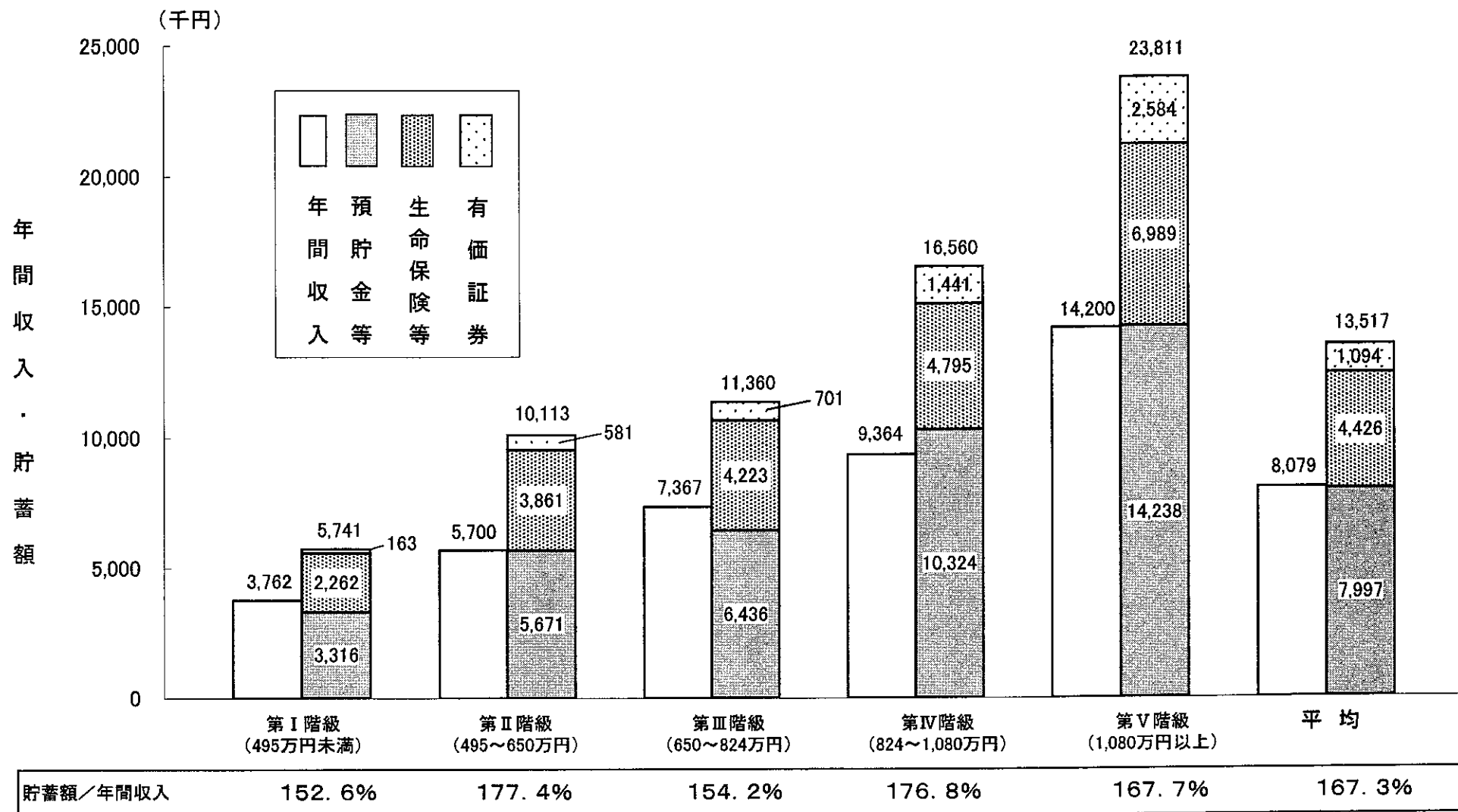
口座数(億口、億枚)



(注) 1 個人預金は「預金者別預金統計調査」(日本銀行)による。なお、無記名預金を含む。

2 郵便貯金は郵政省貯金局調べによる。なお、45年3月末の計数には、旧外地預金、戦災貯金等を含んでいる。

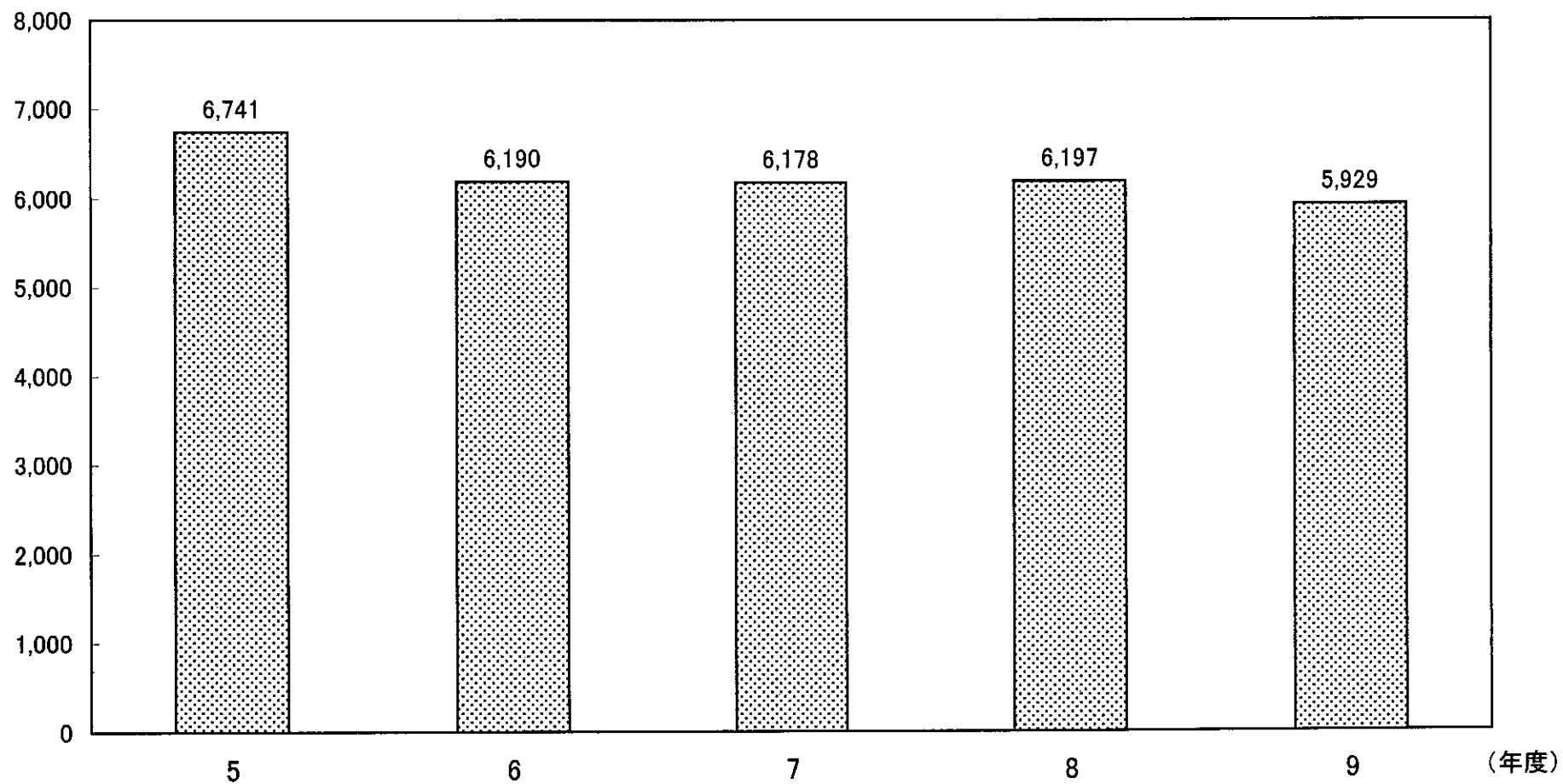
年間収入5分位階級別1世帯当たりの貯蓄保有状況(全国勤労者世帯)＜平成10年分＞



〔出典：貯蓄動向調査報告(総務庁統計局)〕

配当等の支払を受ける人員の推移

人員(万人)



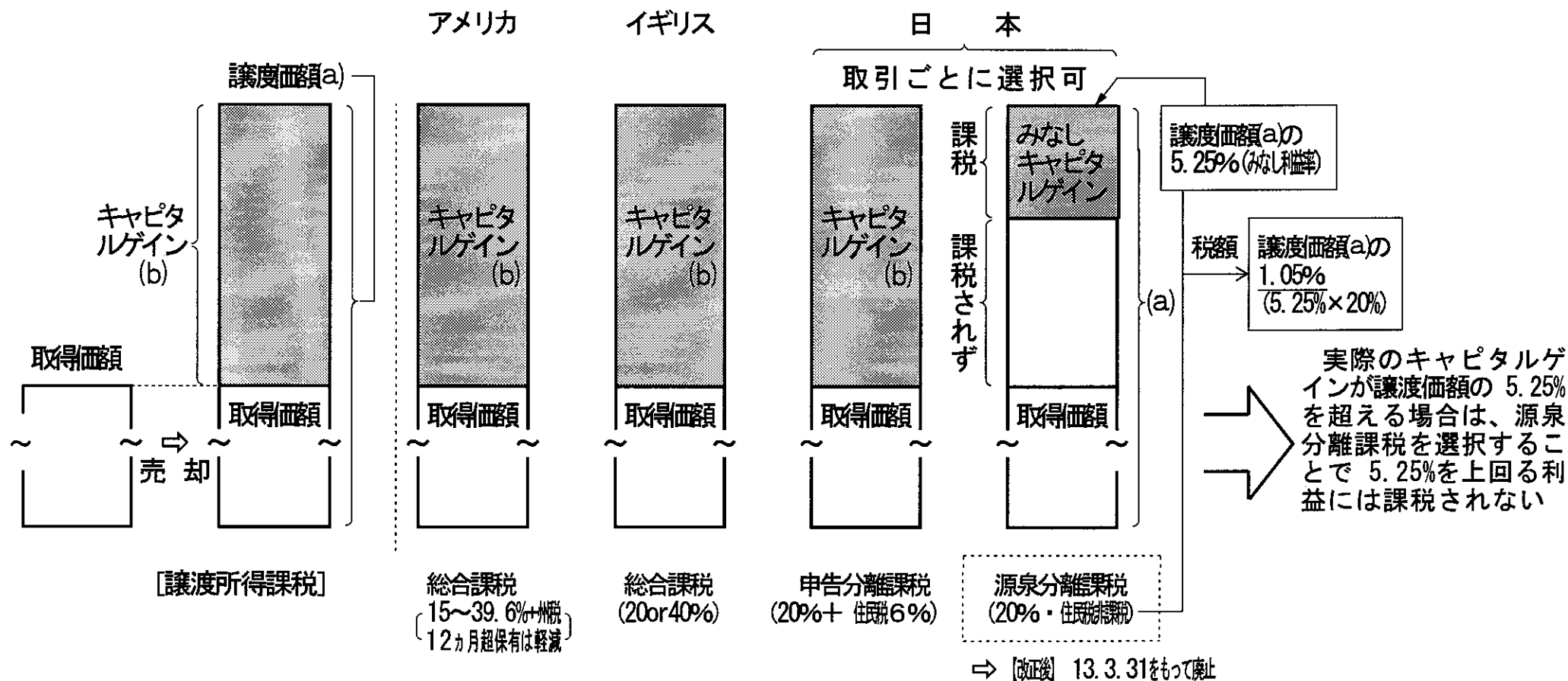
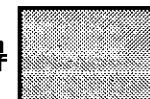
- (注)1. 配当等とは、利益・利息の配当、剰余金の分配及び基金利息の分配をいう。
2. 一般課税分、非課税分及び源泉分離(選択)課税分の合計人員(法人を含む)である。
3. 国税庁統計年報書による。

株式等譲渡益課税制度の概要

区 分	概 要
上 場 株 式 等 ・ 上場株式 ・ 店頭登録株式 等	次の申告分離課税又は源泉分離課税のいずれかを取引ごとに選択 ① 申告分離課税 譲渡益×20%（住民税を含め26%） （注）公開前から3年超保有していた株式を公開後1年以内に売却した場合：譲渡益の2分の1に対して課税（実質13%） （いわゆる創業者利益に対する優遇措置） ② 源泉分離課税⇒ <u>13.3.31をもって廃止</u> 譲渡代金×5.25%（注）（転換社債は2.5%、信用取引はその差益） を所得とみなし、20%源泉徴収で課税（住民税非課税） 所得＝ 譲渡代金×5.25% 税額＝ 所得×20% ＝（譲渡代金×5.25%）×20% ＝ 譲渡代金×1.05%
そ の 他 の 株 式 等	申 告 分 離 課 税（上記①）

株式の譲渡に関する課税の国際比較

課税される譲渡所得



[損の出る場合]

- ・他の所得から3,000ドルを上限として控除可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可

- ・他の所得から控除不可
- ・翌年以降の譲渡益とも相殺可

- ・申告分離課税を選択する場合、その年の株の譲渡益と相殺可
- ・他の所得から控除不可

[関連制度]

- 納税者番号制度
- 記帳慣行
- 税務当局の調査権等